

後期高齢者医療制度が 4月から始まります

4月1日から「後期高齢者医療制度」(下表)が始まります。被保険者には、3月中に保険証を送付します。
また、保険料は、原則として4月の年金支給分から、徴収が始まります。

(表) 後期高齢者医療制度の主な概要

対象者(被保険者)	75歳以上の人及び一定の障害がある65歳以上の人
保 険 証	一人に1枚、新しい保険証を送付します。
保 険 料	被保険者全員が納付。原則として年金から徴収します。
負 担 割 合	医療費の自己負担は1割、現役並み所得者は3割です。
制 度 運 営	福岡県後期高齢者医療広域連合(県内全市町村が加入)
市町村の役割	申請や届出の窓口業務。保険料徴収業務。

1

保険証を送付します

- ≫ 被保険者には、3月中に「後期高齢者医療制度」の保険証を送付します。(手続きの必要はありません。)
- ≫ 4月1日以降、医療機関等受診の際には、新たな保険証を使用してください。これまでの国民健康保険や被用者保険などの保険証及び老人保健医療受給者証は使用できません。
- ≫ 5月以降に誕生日を迎えて被保険者になる人は、被保険者になる月の前月に保険証を送付します。

→ こちらが3月中に送付予定の「後期高齢者医療制度」の保険証です。大きさは、国民健康保険証より一回り小さいものです。

後 後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 □□□□□□□□	
被保険者番号	□□□□□□□□
被 保 険 者	住 所 □□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□
	氏 名 □□□□□□□□ □
	生年月日 □□□□□□□□
資格取得年月日	□□□□□□□□
発 効 期 日	□□□□□□□□
交 付 年 月 日	□□□□□□□□
一部負担金の割合	□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□
保険者番号並びに保険者の名称及び印	□□□□□□□□ □ 福岡県後期高齢者医療広域連合